

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

規制の名称：行政手続における押印規制

規制の区分：改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局労災管理課

評価実施時期：令和2年11月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

当省では、現在、③欄に列挙した政令により、以下の2つの手続について、署名又は押印を求めている。

① 社会（又は労働）保険審査官・審査会への審査請求及び再審査請求

- ・ 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和28年政令第190号。以下「社会保険官会令」という。）では社会保険にかかる審査請求及び再審査請求における手続が定められている。被改正条項の詳細は以下のとおり。

社会保険官会令第2条においては、文書で審査請求又は再審査請求をするときには、審査請求書又は再審査請求書において、必要事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定している。

社会保険官会令第3条においては、口頭で審査請求又は再審査請求するときの手続について規定しており、同条第2項において口頭での審査請求があったときには審査官、審査請求又は再審査請求に関する経由機関の職員その他職務上同項の陳述を聴取した職員は聴取書を作成し、年月日を記載して陳述者に読みきかせた上、陳述者とともに記名押印しなければならない旨を規定している。

社会保険官会令第9条の2においては、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号。以下「社会保険官会法」という。）第12条の2（社会保険官会法第44条において準用する場合を含む）の規定により審査請求又は再審査請求を取り下げるときは、取下書に必要事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定している。

- ・ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「労働保険官会令」という。）では労働保険にかかる審査請求及び再審査請求における手続が定められている。被改正条項の詳細は以下のとおり。

労働保険官会令第4条においては、文書で審査請求をするときには、審査請求書において、必要事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定している。

労働保険官会令第5条においては、口頭で審査請求するときの手續について規定しており、同条第2項（第13条第4項で準用する場合を含む。）において口頭での審査請求があったときには労働保険審査官が必要事項について聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読みきかせた上、審査請求人とともに記名押印しなければならない旨を規定している。

労働保険官会令第15条の2（第33条第1項において準用する場合を含む。）においては、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労働保険官会法」という。）第17条の2の規定（第3項を除く。）の規定により審査請求を取り下げるときは、取下書に必要事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定している。

労働保険官会令第24条においては、再審査請求をするときには、再審査請求書に必要事項を記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定している。

労働保険官会令第26条においては、労働保険官会法第41条第1項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に必要事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない旨を規定している。

労働保険官会令第30条第2項（第33条第2項において準用する場合を含む。）においては、労働保険官会法第46条第2項に規定する、審査会において審理員が行う審理のための処分の申立てがあったときは、審査会の委員又は会長のあらかじめ指名する厚生労働省の職員が、必要事項について聴取書を作成し、年月日を記載して再審査請求人に読みきかせた上、再審査請求人とともに、記名押印しなければならない旨を規定している。

② 各種債権の申込手續

- ・ 中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号。以下「中退令」という。）第21条第1項では、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）が勤労者財産形成持家融資（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第1項に定められた、勤退機構が行う資金の貸付けをいう。）に必要な費用に充てるため発行することができる財形住宅債券（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第75条の2第1項）について、財形住宅債券の募集に応じようとする者は、勤退機構に提出する財形住宅債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定している。
- ・ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「介保算定令」という。）第22条第1項では、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が介護保険関係業務（介護保険法（平成9年法律第123号）第160条に規定する介護保険関係事務をいう。）に必要な費用に充てるため発行することができる支払基金介護保険債券（同法第168条第1項）について、支払基金介護保険債券の募集に応じようとする者は、支払基金に提出する支払基金介護保険債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定している。なお、過去、支払基金介護保険債券が発行された実績はない。
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「福祉医療機構法施

行令」という。)第10条第1項では、福祉医療機構の機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券申込証にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定している。

- ・ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「国立病院機構法施行令」という。）第8条第1項では、機構債権の募集に応じようとする者が、機構債権の申込証にその引き受けようとする機構債権の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定している。
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成15年政令第556号。以下「労働者健康安全機構法施行令」という。）第7条第1項において、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）が独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第14条第1項により、同法第12条第1項第1号に掲げる「療養施設（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営」に係る業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため発行することができる独立行政法人労働者健康安全機構債券について、当該債券の募集に応じようとする者は、健安機構に提出する独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定している。なお、過去、健安機構が当該債券を発行した実績はない。
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成17年政令第279号。以下「地域医療機能推進機構法施行令」という。）第10条第1項では、機構債権の募集に応じようとする者が、機構債権の申込証にその引き受けようとする機構債権の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定している。なお、過去、機構債券が発行された実績はない。
- ・ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「前期高齢者交付金等算定令」という。）第30条第1項では、支払基金が高齢者医療制度関係業務（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条に規定する高齢者医療制度関係業務をいう。）に必要な費用に充てるため発行することができる基金高齢者医療制度債券（同法第147条第1項）について、基金高齢者医療制度債券の募集に応じようとする者は、支払基金に提出する高齢者医療制度債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定している。なお、過去、基金高齢者医療制度債券が発行された実績はない。
- ・ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成22年政令第41号。以下「NC令」という。）第8条第1項では、センター債券の募集に応じようとする者が、センター債券の申込証にその引き受けようとするセンター債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定している。なお、過去、セ

ンター債券が発行された実績はない。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

厚生労働省関係政令の規定において押印を求めている手続きとしては、社会保険及び労働保険の審査請求及び再審査請求における手続並びに独立行政法人等における債券の発行の手続である。根拠条項は以下の通りである。

政令規定(被改正政令該当条項)	法律の根拠条項
○第1条関係	
社会保険官会令第2条第1項及び第2項	社会保険官会法第5条第1項(第32条第4項において準用する場合を含む。)
社会保険官会令第3条第2項	社会保険官会法第5条第1項(第32条第4項において準用する場合を含む。)
社会保険官会令第9条の2第1項	社会保険官会法第18条、第45条
○第2条関係	
労働保険官会令第4条第1項	労働保険官会法第9条
労働保険官会令第5条第2項	労働保険官会法第9条
労働保険官会令第15条の2第1項	労働保険官会法第23条
労働保険官会令第24条第1項	労働保険官会法第39条
労働保険官会令第26条第1項	労働保険官会法第51条
労働保険官会令第30条第2項	労働保険官会法第51条
○第3条関係	
中退令第21条第1項	中小企業退職金共済法第75条の2第7項
介保算定令第22条第1項	介護保険法第168条第10項
福祉医療機構法施行令第10条第1項	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第17条第6項
国立病院機構法施行令第8条第1項	独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第18条第7項
労働者健康安全機構法施行令第7条第1項	独立行政法人労働者健康安全機構法第14条第1項

項	7 項
地域医療機能推進機構法施行令第 10 条第 1 項	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）第 17 条第 7 項
前期高齢者交付金等算定令第 30 条第 1 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 147 条第 10 項
NC 令第 8 条第 1 項	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 21 年法律第 93 号）第 21 条第 7 項

これまでは本人確認等を目的として、これらの規定において「記名押印」又は「署名又は記名押印」を求めていたところ、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえて検討した結果、氏名を記載に改正し、氏名の記載のみで手続を可能とする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制緩和は、記名押印を求めている手続、又は署名若しくは記名押印を求めている手続について、氏名を記載することで足りることとするものであり、追加的な遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

行政機関において別途の本人確認を行うこともないため、追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

なし

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行から 5 年後に事後評価を実施する。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

社会保険及び労働保険の審査請求及び再審査請求件数並びに年間の債券申込件数